

政府から緊急事態宣言が発令されたことに伴う定期券・回数券の取扱いについて

東京メトロでは、2021年4月25日（日）から適用される緊急事態宣言に伴い、以下の乗車券について、下記のとおり払戻しの取扱いをいたします。

【対象となる乗車券】

- ① 通勤定期券、通学定期券
- ② 回数券（普通回数券、時差回数券及び土・休日割引回数券）

【注意事項】

- ・①の払戻しを希望されるお客様は、対象の定期券をご使用にならないようお願いいたします。当該定期券を使用した場合は、その最終使用日をお申し出日といたします。
- ・通常の払戻しと同様、手数料220円を頂きます。
- ・払戻額の計算方法や必要な証明書等については、東京メトロホームページでご確認ください。
 （定期券） <https://www.tokyometro.jp/ticket/types/pass/commuter/index.html>
 （回数券） <https://www.tokyometro.jp/ticket/types/coupon/index.html>

記

1 対象となる各乗車券の払戻し等の取扱いについて

① 通勤定期券、通学定期券の取扱い等

緊急事態宣言の発令を理由にお持ちの定期券を払戻す場合、実際のお申し出日にかかわらず、お申し出日を遡って払戻しいたします。

（条件）

- ・2021年4月24日（土）までに購入したものに限り、
- ・2021年4月25日（日）から緊急事態宣言発令期間の最終日までの全部又は一部を有効期間に含む場合に限り、
- ・定期券の有効期間がお申し出日から1か月以上残っている場合、又は定期券の有効期間の開始日からお申し出日が7日以内である場合に限り、

（お申し出日）

- ・2021年4月24日（土）以前に有効開始となる定期券の場合、2021年4月24日（土）をお申し出日といたします。ただし、2021年4月25日（日）以降に使用した場合、最後に使用した日をお申し出日といたします。
- ・2021年4月25日（日）以降に有効開始となる定期券の場合、最後に使用した日をお申し出日といたします。なお、未使用の場合、当該定期券の有効開始日の前日をお申し出日といたします。

<払戻し取扱箇所>

東京メトロ定期券うりば（ただし、中野駅・西船橋駅定期券うりばを除きます。）

<ご注意いただきたいこと>

- ア 緊急事態宣言が発令された時点で使用していた定期券をそのままご持参ください。払戻しをご希望の定期券に上書きして継続購入してしまった場合、旧定期券が確認できないため払戻し対象外となります。
- イ 特別の証明書を提出いただく必要はございません。
 なお、定期券払戻し時に必要な証明書等は、東京メトロホームページをご確認ください。
- ウ 通常の払戻し同様、手数料220円を頂きます。
- エ 2021年4月25日（日）以降に定期券を使用した場合、その最終使用日をお申し出日として払戻しいたします。お申し出日が変わることによって払戻額が少なくなる、又は払戻額がなくなることがありますので、払戻しが済むまで使用しないようお願いいたします。

払戻しのために東京メトロ線にご乗車いただく場合は、対象の定期券を使用せず、あらかじめ乗車駅の係員にお申し出ください。

② 回数券（普通回数券、時差回数券及び土・休日割引回数券）の取扱い等

緊急事態宣言の発令を理由に、回数券（普通回数券・時差回数券及び土・休日割引回数券）を払戻す場合、実際のお申し出日にかかわらず、お申し出日を遡って払戻しいたします。

（条件）

・2021年4月24日（土）までに購入したものに限り、2021年4月25日（日）から緊急事態宣言発令期間の最終日までの全部又は一部を有効期間に含む回数券の場合、有効期間が満了していても有効期間内にお申し出されたものとして払戻しいたします。

・使用した回数券枚数分の普通旅客運賃及び手数料を差し引いた額を払戻しいたします。

<払戻し取扱箇所>

東京メトロ各駅

（ただし、日比谷線北千住駅、中目黒駅、中野駅、西船橋駅、代々木上原駅、和光市駅、半蔵門線・副都心線渋谷駅、目黒駅を除きます。）

<ご注意いただきたいこと>

通常の払戻しと同様、手数料220円を頂きます。

2 対象となる各乗車券の払戻し対応期限について

緊急事態宣言発令期間の最終日の翌日から起算して1年間

払戻し可能期限は緊急事態宣言発令期間の最終日の翌日から起算して1年間でございます。

払戻し対応期間内であれば払戻額に変わりありません。

緊急事態宣言発令期間の終了直後は、定期券うりばが混雑することが予想されます。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、混雑を避けた払戻しにご協力いただきますようお願い申し上げます。